

県立都市公園指定管理者募集要項

県立花巻広域公園
県立御所湖広域公園
内丸緑地

} 共通

岩手県県土整備部都市計画課

目次

第1	募集内容	
1	対象施設	1
2	指定管理者が行う業務	1
3	業務を行うに当たっての留意事項	3
4	県とのリスク分担	4
5	指定期間	5
6	業務に要する経費等	5
第2	申請に係る事項	
1	指定管理者の申請資格	5
2	申請手続	6
(1)	申請の受付	6
(2)	提出書類	6
(3)	申請に関する留意事項	7
(4)	公園台帳の閲覧	8
(5)	現地説明会	8
(6)	質問の受付及び回答	9
(7)	提供した資料の取扱い	9
第3	審査及び指定管理者の選考に係る事項	
1	審査の方法	9
2	選定基準及び審査内容	10
第4	指定管理者の指定及び協定締結に関する事項	
1	指定管理者の指定	11
2	指定管理者との協定の締結	11
3	事業評価の実施	12
第5	業務の継続が困難となった場合の措置について	12
第6	問合せ先及び各種書類の提出先	12

岩手県（以下「県」といいます。）は、県立都市公園について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」といいます。）第 244 条の 2 第 3 項の規定及び公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年岩手県条例第 36 号。以下「手續条例」といいます。）に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

第 1 募集内容

1 対象施設

指定管理者を募集する都市公園は、次のとおりです。

募集は都市公園単位で行いますが、複数の都市公園に応募することは差し支えありません。

① 花巻広域公園

所在地 花巻市金矢地内

（注 1）県民ゴルフ場（ゴルフゾーン）も指定管理者が管理する区域に含まれます。

（注 2）「金矢温泉」は、指定管理者が管理する区域から除きます。

② 御所湖広域公園（艇庫等を除く。）

所在地 盛岡市繋並びに岩手郡雫石町御明神、繋及び西安庭地内

（注 3）「艇庫」は、指定管理者が管理する区域から除きます（文化スポーツ部において別途指定管理者を募集します。）。

（注 4）除スポーツセンター内の「つなぎ多目的運動場」は、指定管理者が管理する区域から除きます（盛岡市が設置許可を受けて管理しています。）。

（注 5）指定管理者となった団体は、現在、小岩井農牧株式会社が管理許可を受けて運営している「乗り物広場」についても管理運営していただくことを応募条件とします（都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく管理許可を別途受けていただきます。）。

③ 内丸緑地

所在地 盛岡市内丸地内

2 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりです（詳細は別冊「管理等業務仕様書」のとおり。）。

(1) 公園施設を良好な状態に維持管理すること。

ア 都市公園法第 2 条第 2 項に規定する公園施設（これに附帯する設備及び用具を含む。以下「公園施設」といいます。）について、法令等により義務付けられている点検及び清掃等を行うこと。

イ 公園施設全般に係る機能及び安全性の日常点検を行うこと。

ウ 植栽を良好な状態に維持すること。

エ 公園内の清掃を行うこと。

オ 軽微な修繕等を行うこと。

カ 電気料、水道料等光熱水費の支払いを行うこと。

(2) 公園の適切な利用管理を行うこと。(内丸緑地にあつては、キ及びクは対象外であること。)

ア 公園利用者等に対し、施設の内容及び利用方法等を案内・説明すること。

イ パンフレットの作成、配布等の広報活動を行うこと。

ウ 公園利用者等からの苦情又は提言を受け付け、対応すること。

エ 公園内を巡視し、安全又は効果的な利用について利用者に指導・助言を行うこと。

オ 事故等の予防に努め、事故等があった場合には負傷者の保護のほか適切な措置等を行うこと。

カ 利用者数、駐車場利用台数等の各種調査を行うこと。

キ 県立都市公園条例(昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」といいます。)

第7条第2項に規定する有料公園施設の利用許可又は不許可を行うこと。なお、この許可に伴う利用料金は、指定管理者の収入とします。

ク 条例第3条第1項で規定する行為の許可又は不許可を、一定の制限のもとに行うこと(同条第4項で規定する条件を付すことを含みます。)。なお、この許可に伴う利用料金は、指定管理者の収入とします。

ケ 上記代行業務の範囲内において、関係機関等との連絡調整を行うこと。

コ 災害発生時において、利用者の安全確保等の対応を行うこと。

(3) 花巻広域公園にあつては、県民ゴルフ場スタートハウス内の食堂の運営を行うこと(委託可)。

(4) その他管理上必要と認める業務を行うこと。

なお、業務の全部を委託することはできません。

業務の一部を委託することは可能ですが、マネジメント及び業務の主たる部分(注6)を委託又は第三者に請け負わせることはできません。

(注6) 業務の主たる部分とは、第1の2の(1)のカの業務及び(2)のうちイ及びカを除く業務をいいます。

県と指定管理者の役割分担は、次のとおりです。

項目	内容	県	指定管理者
公園の管理運営	企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、県民協働、自然環境保全、利用促進活動等		○
	損害保険への加入(注7)		○
周辺地域・住民及び施設利用	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○

者への対応	上記以外の住民対応	○	
公園施設の維持管理	植物管理、清掃、施設の保守点検、設備等の法定点検		○
安全衛生管理			○
物品管理			○
災害時対応	待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置	○	○ (主として)
災害復旧	(軽微なものを除く。)	○	
公園施設の整備、改修		○	

(注7) 指定管理者制度移行前に県が加入していた保険内容は次のとおりであり、同水準以上の保険に加入していただきます(県を追加被保険者とする事。)

- ① 保険の名称 社会体育施設保険
- ② 保険契約の相手方 (公財) 日本体育施設協会
- ③ 保険内容
 - 対人賠償 1名につき1億円、1事故につき3億円
 - 対物賠償 1事故につき500万円

3 業務を行うに当たっての留意事項

(1) 業務を行うに当たっては、次の事項を遵守していただきます。

ア 業務遂行に当たっては、関連する法令等を遵守すること。

(参考)関連する法令等は多岐にわたりますが、主な法令等を例示すると次のとおりです。

地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則
 都市計画法、都市計画法施行令、都市計画法施行規則
 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則
 県立都市公園条例、県立都市公園条例施行規則
 公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
 労働基準法、浄化槽法、個人情報保護条例、屋外広告物条例 等

- イ 県民の平等な利用を確保すること。
- ウ 都市公園設置の目的を効果的かつ効率的に達成すること。
- エ 指定管理者が提出した管理計画に基づき適正に管理すること。
- オ 利用者のニーズを把握し、サービス向上に努めること。
- カ 地域住民と連携し、地域の振興に配慮すること。
- キ 環境保全に配慮すること。

(2) 県は、指定管理者に対し、当該施設の適正な管理を期するため、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります(自治法第244条の2第10項)。

4 県とのリスク分担

県と指定管理者のリスク分担は、次のとおりです。

段階	種類	内容	県	指定管理者
申請	申請コスト	申請費用（プレゼンテーション参加費用を含む。）の負担		○
準備	資金調達	必要な資金の確保、事務引継を受けるための経費等の準備に要する費用		○
管理 運営	法令等の変更	施設の管理及び運営そのものに影響を及ぼす法令等の変更	○	
		指定管理者に影響を及ぼす法令等の変更		○
	物価変動	指定後のインフレ・デフレ		○
	金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
	施設競合	施設競合による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況（天候不順による利用者減を含む。）		○
	不可抗力	自然災害等県、指定管理者いずれの責めにも帰すことができない現象による業務の変更、中止	協議事項	
	運営費の膨張	県以外の要因による運営費の膨張		○
	施設・設備の損傷	管理上の瑕疵による施設・機器等の損傷		○
		その他の事由による施設の損傷（軽微なものを除く。）	○	
	書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
		事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
	賠償責任	本業務における公害、生活環境の阻害等による賠償		○
		管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
施設の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害		協議事項		
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休園等に伴う運営リスク		○	
	施設、機器等の不備による臨時休園等に伴う運営リスク	協議事項		

	セキュリティ	警備等の不備による情報漏えい、犯罪発生		○
	事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

5 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とします。

ただし、管理の代行を継続させることが適当でないと認められるときは、この期間内であっても指定を取り消す場合があります。

6 業務に要する経費等

有料公園施設等からの利用料金収入及び県からの管理代行料等をもって運営していただきます。

県からの管理代行料は、有料施設の収入状況等を勘案し、毎年度予算の範囲内で支払います。ただし、花巻広域公園のゴルフ場については、利用料金のみをもって運営することを条件とし、管理代行料の支払いは行いません。

管理代行料の額については、申請の際に提案のあった額を基本としつつ、毎年度協定により定めます。

第2 申請に係る事項

1 指定管理者の申請資格

申請ができる団体は、次のとおりです。

(1) 法人その他の団体であること。

ア 申請できる団体は、団体又は複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」といいます。）とし、法人格の有無は問いません。なお、個人での申請はできません。

また、グループで応募する場合は、必ず全体を統括する代表団体を定めてください。

イ 単独で申請している団体は、同一の都市公園について、他のグループの構成団体となって申請することはできません。

ウ グループで申請している団体の構成団体は、同一の都市公園について、他のグループの構成団体となって申請することはできません。

(2) 県内に事業所又は営業所を有すること（設置予定を含む。）。

(3) 申請団体又はグループの構成団体が、次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者であること。

イ 県から指名停止措置を受けている団体

ウ 税を滞納している団体

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成

- 11 年法律第 225 号) 等に基づく再生手続を行っている団体
- (4) 申請団体又はグループの構成団体の役員に、次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- なお、グループ申請の場合、県が申請を受理した後に代表団体及び構成団体を変更することは、原則としてできません。

2 申請手続

(1) 申請の受付

ア 受付期間

令和 4 年 8 月 3 日（水）から令和 4 年 9 月 8 日（木）午後 5 時まで（土、日、祝日を除く。）

イ 提出先

岩手県県土整備部都市計画課

（注 8）郵送による申請も受け付けますが、書留としてください。なお、当日消印有効とします。

（注 9）電子メール、ファクシミリ等による提出は受け付けません。

ウ 提出部数

正本 1 部、副本 5 部

（注 10）副本の添付書類は、すべて写しで差し支えありません（原本証明は不要です。）。

(2) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出していただきます（※はグループで応募する場合のみ必要）。また、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められます。

ア 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

イ 団体概要書（様式第 2 号）

ウ 主要業務実績一覧（様式第 3 号）

※エ 共同体結成届出書（様式第 4 号）

※オ 共同体協定書（様式は任意）

※カ 委任状（様式第 5 号）

キ 公園管理の方針及び申請団体の概要について（様式第 6 号）

ク 収支計画書（様式第 7 号）

（注 11）御所湖広域公園の指定管理を申請する場合にあつては、「乗り物広場」の収支計画書を別に作成し、提出してください（収支計画書の中には含めないでください。）。

ケ 収支計画の考え方（様式第 7 号別紙）

- コ 人員配置計画書（様式第 8 号）
- サ 職員配置計画書（様式第 8 号別紙）
- シ 利用促進及び施設管理計画について（様式第 9 号）
（注 12）内丸緑地の指定管理を申請する場合にあっては、作成する必要はありません。
- ス 再委託予定調書（様式第 10 号）
- セ 災害時・緊急時の対応（様式第 11 号）
- ソ 誓約書（様式第 12 号）

また、次の書類を添付していただきます。

- ① 定款、寄付行為、規約その他これに代わる書類
- ② 役員名簿
- ③ 法人にあっては登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、代表者の住民票の写し）
- ④ 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（財務諸表については過去 3 カ年分）
- ⑤ 国税、県税の未納がないことの証明書

(3) 申請に関する留意事項

ア 申請書作成に当たっての留意事項

- (ア) 申請書等の様式は定められた様式によるとともに、それぞれの様式に記載されている注書の指示に従って作成してください。
- (イ) 事業計画書等に用いる言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限ります。
- (ウ) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めません。

イ 失格又は無効

次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は失格又は無効となることがあります。

- (ア) 提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (ウ) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
- (エ) 複数の事業計画書を提出したとき。
- (オ) 県立都市公園指定管理者選考委員会の委員又は本件業務に従事する本県職員に対し、本件申請について不正な接触の事実が認められたとき。
- (カ) 申請資格を有していないことが判明したとき。
- (キ) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (ク) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めたとき。
- (ケ) その他不正な行為があったと県が認めたとき。

ウ 申請書類の取扱い

(ア) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、本件指定に関係して

公表する場合その他県が必要と認めるときは、県は提出書類の全部又は一部を無償で使用するものとします。

(イ) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(ウ) 返却等

提出された書類は返却いたしません。

エ 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退するとき、辞退届（様式は任意）を提出してください。

オ 提案する額について

募集に当たり、県からの管理代行料について各年度の上限額は設定しませんが、令和5～9年度の県の総支出額が、次の額（注13）を上回る提案については、第2次審査の対象外となります。

（注13）

a 花巻広域公園	261,766 千円
b 御所湖広域公園	344,053 千円
c 内丸緑地	7,148 千円

(4) 公園台帳の閲覧

公園の詳細な図面については、次のとおり閲覧が可能です。

閲覧期間及び時間は次のとおりです。

ア 期間

令和4年8月3日（水）から令和4年9月8日（木）まで（土、日、祝日を除く。）

イ 時間

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

ウ 閲覧場所

(ア) 花巻広域公園

県南広域振興局土木部花巻土木センター

(イ) 御所湖広域公園及び内丸緑地

盛岡広域振興局土木部

(5) 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催しますので、参加を希望される方は、申込書（様式第14号）に記入のうえ、電子メール又はファクシミリのいずれかの方法により、県土整備部都市計画課までお申し込みください。

ア 花巻広域公園

日 時 令和4年8月17日（水）午後1時30分から午後4時まで

集合場所 公園管理事務所

※ 申込期限 令和4年8月12日（金）

イ 御所湖広域公園

日 時 令和4年8月22日（月）午後1時30分から午後4時まで

集合場所 公園管理事務所（乗り物広場内）

※ 申込期限 令和4年8月12日（金）

各現地説明会における参加者は、1団体当たり2名以内としてください。また、共同体での申請を予定している場合は、各団体から1名としてください。

なお、内丸緑地については、現地説明会を行いません。

(6) 質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答します。

ア 質問の受付期間

令和4年8月3日（水）から令和4年9月1日（木）午後5時まで

イ 質問の受付方法

質問書（様式第13号）に記入のうえ、電子メール又はファクシミリのいずれかの方法により、県土整備部都市計画課あて送信してください（記載漏れ又は申請資格のない方からの質問にはお答えできない場合があります。）。

ウ 回答方法

回答は電子メール又はファクシミリにより質問者あて直接回答するとともに、質問者の独自のノウハウに係る事項を除き、県土整備部都市計画課のホームページで公開します。

(7) 提供した資料の取扱い

県が提供した資料等を本件の申請以外の目的のために使用することを禁じます。

第3 審査及び指定管理者の選考に係る事項

1 審査の方法

指定管理者の指定に当たっては、県立都市公園指定管理者選考委員会において次のとおり審査を行い、指定管理者として指定する団体の交渉順位を決定します。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された書類に基づき審査を行い、第2次審査を行う団体を公園ごとに選定します。

なお、第2次審査の実施日時は、9月上旬から中旬に通知します。

また、収支計画書において、令和5～9年度の県の総支出額が8ページの（注13）の金額を上回る提案を行った申請者は、第1次審査を不通過とします。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査通過者は、9月下旬に第2次審査を行います。第2次審査は、提出された書類及び申請団体からのプレゼンテーションにより行います。プレゼンテーシ

ョンは、1団体当たり30分（説明15分、質疑15分）を予定しています。
第2次審査の結果は9月下旬に通知する予定です。

2 選定基準及び審査内容

指定管理者を選考する際の選定基準、審査内容及び配点は次のとおりです。

	選定基準	審査項目	審査内容	配点
第1次審査	1 県民の平等な利用の確保が図られるものであること。 (手続条例 § 3 I)	設置目的の理解	管理の基本方針が明確となっており、事業計画が、都市公園の設置目的を理解した内容となっているか。	10
		平等利用の確保	県民の平等な利用が図られる内容となっているか。	
	2 施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること。 (手続条例 § 3 III)	収支計画	収入、支出の積算が妥当であり、管理計画との整合性は図られているか。	35
		経営基盤	経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか。	
		実施体制及び経験実績	公園の機能を十分に発揮できる管理運営を行うことができる職員構成、職員数であるか。	
			公園管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。	
	公園施設又はこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有し、公園管理に関する知識を十分に有しているか。			
第2次審査	3 設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。(手続条例 § 3 II)	運営計画の具体性	目標又は目標達成基準が具体的にあげられ、目標実現の道筋が明らかであるか。	50
		利用促進のための計画	公園（特に有料施設）の利用促進に向け、適切な計画を有しているか。	
			地域住民や関係団体と連携し、地域への貢献が図られる内容となっているか。	
サービス向上のための計画	利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。(注14)			

			利用者等からのクレーム対応は適切か。	
		施設管理の手法	適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。	
			効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。	
			環境に配慮した管理運営となっているか。	
	4 その他（手続条例 § 3 IV）	災害対応及び情報管理	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。	5
			個人情報保護対策は万全か。	
合 計				100

(注 14)「サービス向上のための計画」においては、利用者のニーズに応じた開園時間の柔軟な運用や、他の民間事業者等が開催するイベントの受け入れについて、積極的な対応を行う意向があるか、また対応が可能かどうかも評価対象となります。

第 4 指定管理者の指定及び協定締結に関する事項

1 指定管理者の指定

県は、委員会の審査結果を受け、順位の最も上位の者と細目協議を行います。協議が整わない場合は、次順位の団体と協議を行います。

協議が整った者を候補者として選定します。

指定管理者の指定は、自治法第 244 の 2 第 6 項の規定に基づく県議会の議決後となります。

なお、県議会への提案は、令和 4 年 12 月定例会を予定しています。

2 指定管理者との協定の締結

指定管理者の指定は行政処分であり私法上の契約ではありませんが、細目協議の内容を踏まえ、次のような内容について協定を締結します。なお、協定の締結時期は、令和 5 年度当初予算の成立後となります。

- (1) 協定の期間（令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで）
- (2) 管理に要する経費の額及び支払い方法について
- (3) 情報公開及び個人情報の保護について
- (4) 開園期間、開園時間、休園日及び無料開放日について
- (5) 指定の取消し等について
- (6) 指定管理者と県の責任分担について
- (7) 損害賠償及び原状回復について
- (8) 事業計画書及び事業報告書について
- (9) その他必要な事項

3 事業評価の実施

指定管理者は、県に対し協定に基づき毎年度業務実績の報告を行います（このほか管理等業務仕様書で定める毎月の報告事項があります。）。

また、県は、第三者委員会により事業実績の評価を行う予定です。

第5 業務の継続が困難となった場合の措置について

指定期間内に業務の継続が困難となった場合、県は次のとおり措置します。

なお、この場合、指定管理者は次の指定管理者が円滑かつ支障なく管理業務を遂行できるよう、引継を行わなければなりません。

1 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合

県は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります（自治法第244条の2第11項）。

また、指定管理者の経営状況が著しく悪化している等適正な管理に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、指定を取り消すなどの措置を取ることがあります。

これらにより県が被った損害について、指定管理者は賠償するものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、業務の継続の可否について協議するものとします。

第6 お問い合わせ先及び書類の提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県県土整備部都市計画課 管理開発担当

電話(019)629-5887 Fax(019)629-9137

電子メールアドレス AG0007@pref.iwate.jp